

観光関連事業者支援給付金受給までの主な流れ



対象者

- (1) 旅館業の営業許可を受けている宿泊事業者
- (2) 専ら土産品類を製造する、製造・卸売り事業者
- (3) 専ら土産品類を販売する小売事業者
- (4) 飲食店営業事業者
- (5) ガイド事業者
- (6) 専ら旅行者を対象とした体験商品を提供する事業者
- (7) 専ら旅行者へのエコツアー体験用品類をレンタルする事業者
- (8) タクシー事業者・レンタカー事業者
- (9) 定期路線運行・貸切バス事業者
- (10) 定期航路・定期空路運航事業者



申請書類の作成

はすべての申請者にご提出いただきます。

- (1) 給付金交付申請書（第1号様式）
- (2) 営業許可書の写し（該当事業者のみ）
- (3) 確定申告書別表の写し
- (4) 法人事業概況説明書の写し（法人の場合）
- (5) 所得税青色申告決算書の写し（青色申告の場合）
- (6) ガイドであることを称する書類等の写し（ガイド事業者の場合）
- (7) 預金通帳の写しなど振込先口座情報が確認できるもの



申請にあたって必要な書類のコピーは、役場本庁・各出張所にて無料で取り扱います。



申請書類の審査

宛先

〒891-4207
屋久島町小瀬田849番地20
屋久島町観光まちづくり課 宛て



提出される前に申請書裏面の「4 添付書類」のチェックボックスを活用して必要な書類が整っているか必ずご確認ください。すべてが提出されるまで給付することができません。



支援給付金の給付

金融機関口座への振込をお知らせする振込通知をもって給付決定の通知とします。
申請を受け付けてから給付まで約2週間のお時間をいただきます。

※給付しない旨の決定をした時は、後日文書にて不給付に関する通知をします。

お問い合わせ先